

# リスクアセスメントの基礎知識

職員の安全と健康を守るために、リスクアセスメントの基礎を学びましょう。

## リスクアセスメントの考え方と目的

### リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、職場に潜んでいるハザードを調査して見つけ出し、そのハザードによって職員が負うリスクを見積もり、評価したうえでリスクの除去・低減対策を検討し、記録する取り組みのことです。



#### Point

#### ハザードとは

負傷や健康障害につながる可能性のある危険・有害要因のことです。「危険性または有害性」「危険源」などと呼ばれることもあります。



#### リスクとは

危険性・有害性によって生じるおそれのあるけがや疾病の重篤度と発生する可能性の度合いのことです。「危害のひどさ」と「危害の発生確率」によって、その大きさを判定することができます。

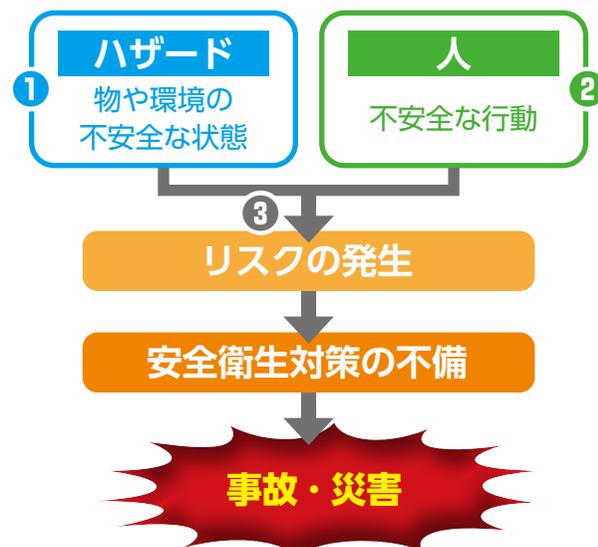


### リスクアセスメントの目的

リスクアセスメントの目的は、事故に至るおそれのあるハザードを洗い出し、リスクを事前にできるだけ取り除くことで、公務災害が生じない安全・安心な職場にすることです。

#### 公務災害が発生する仕組み

リスクアセスメントの考え方を理解するため、公務災害が発生する仕組み（右図）を踏まえておきましょう。①ハザードを見つけて除去すること、②不安全な行動をなくすること、③ハザードと人が接触しないようにすること、の優先順で対策を立てることが大切です。



## リスクアセスメントの必要性と効果

### リスクアセスメントの必要性

#### 潜在的なハザードへの対策

公務災害が発生していない職場にも潜在的なハザードが存在しています。それを放置すれば事故・災害につながる可能性があります。しかも近年は技術進歩などによってハザードが多様化しています。それらへの対策としてリスクアセスメントは欠かせません。

#### 法令で定められた義務

リスクアセスメントは、労働安全衛生法（以下「安衛法」という）で努力義務として規定\*されています。また、危険性・有害性のある化学物質については、対象となる化学物質の製造・取り扱いを行うすべての事業者にリスクアセスメントの実施が義務付けられています。

\*安衛法第28条の2および同第2項の規定に基づく「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18年危険性又は有害性等の調査に関する指針公示第1号）として制定されています。

### 期待される効果

#### 職場のリスクが明らかになる

職場の潜在的なリスクが明らかになり、それを除去することで公務災害を未然に防ぐことができます。

#### リスクへの認識を共有できる

現場の職員や管理監督者とともに実施することによって、職場全体でリスクに対する認識を共有することができます。

#### 対策の優先順位を決定できる

リスクの見積もり・評価によって、合理的な方法で安全衛生対策の優先順位を決めることができます。

#### 残留リスク\*への対策の理由が明らかになる

残留リスクに対して「守らなければいけない決めごと」の理由が明らかになるため、ルールや留意事項が守られやすくなります。

▶ P.13

\*対策を講じた後でも残ってしまうリスク。また、技術的・時間的・経済的な理由などにより適切な低減措置ができずに残ってしまうリスク。

#### 安全への感受性が高まる

職場に潜むあらゆるリスクの情報を得られるため、他の職員が感じた危険も理解することができ、職員一人ひとりの安全への感受性が高まります。

### すべての職場に関係します

「うちの職場ではリスクアセスメントは関係ない」と思っている人がいるかもしれませんが、そんなことはありません。公務災害を防ぐためには、リスクアセスメントは非常に有効な手段なのです。逆に言えば、「リスクアセスメントをしない」ことは、公務災害を防ぐ有効な手段を放棄していることになってしまいます。また、もしかすると、みなさんの職場でも、リスクアセスメントが義務付けられている化学物質と直接的または間接的に関係しているかもしれません。「関係ない」と思うのではなく、「きっと関係があるはず」と考え、「まずはやってみよう」という姿勢が大切です。

# 化学物質のリスクアセスメント

## 新たな化学物質規制

### ▶ 法令改正で「自律的な管理」へ移行

従来の化学物質規制では、国が危険性・有害性の高い物質（P.18）を指定し、規則<sup>※1</sup>に基づく個別具体的な措置を義務付けていました。しかし、化学物質を原因とする労働災害<sup>※2</sup>は年間 400 ~ 500 件で高止まりしており、その 8 割が指定されていない物質が原因で発生しています。この状況を鑑み、安衛法の関係政省令<sup>※3</sup>が改正され、新たな化学物質規制が導入されました。これにより事業者に広範かつ「自律的な管理」が求められるようになり、リスクアセスメント実施義務のある対象物質（リスクアセスメント対象物<sup>※4</sup>）も大幅に増加しました。 P.17



※1 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則など。  
 ※2 休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く）。  
 ※3 労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という）など。  
 ※4 安衛法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質。

### ▶ 新たな化学物質規制の要点

管理体系の見直し

- 1 ラベル表示・SDS 交付による危険性・有害性の情報伝達義務 P.17・19~21
- 2 製造・使用時にリスクアセスメント実施義務のある対象物質の追加 P.17・19
- 3 リスクアセスメント対象物に関する低減措置などの義務 P.17・24~25
- 4 皮膚等障害化学物質などへの直接接触の防止 P.17・25
- 5 衛生委員会の付議事項の追加 P.25
- 6 がんなどの遅発性疾病の把握強化 P.26
- 7 リスクアセスメント結果などに関する記録の作成と保存 P.25
- 8 労働災害発生事業場などへの労働基準監督署長による指示（組織により異なる）
- 9 リスクアセスメント対象物に関する健康診断などの義務 P.26

確立 実施体制の

- 1 化学物質管理者の選任の義務化 P.20
- 2 保護具着用管理責任者の選任の義務化 P.20
- 3 雇い入れ時教育などの拡充 P.26
- 4 職長などに対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

情報伝達の強化

- 1 SDS などによる通知方法の柔軟化
- 2 SDS などの「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新
- 3 SDS などによる通知事項の追加と含有量表示の適正化
- 4 化学物質を事業場内で別容器などで保管する際の措置の強化 P.21
- 5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

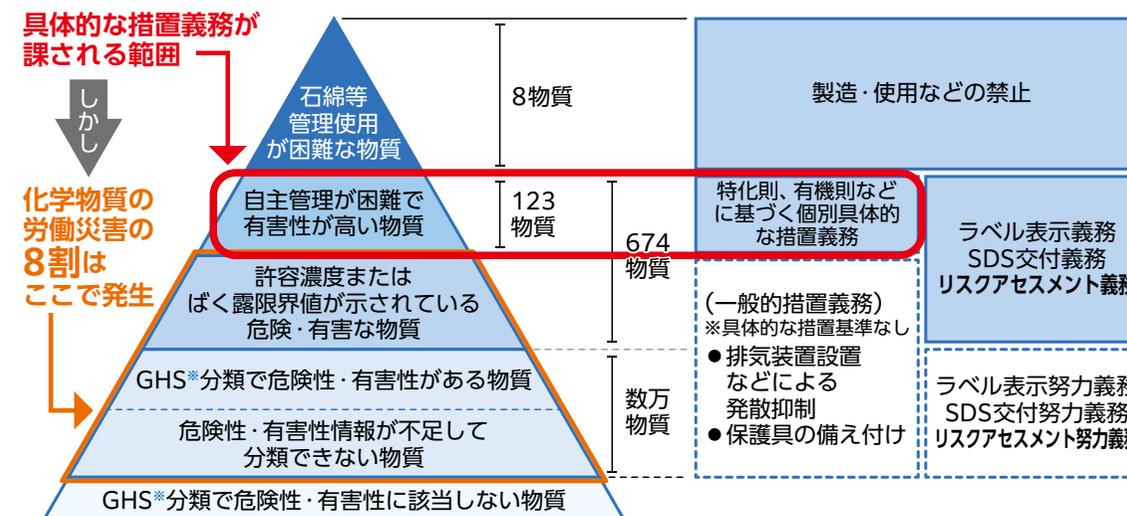


## ▶ 化学物質規制改正の概要

※出所：厚生労働省公表資料を基に作成

### 従来からの化学物質規制の仕組み

自主管理が困難で有害性の高い 123 物質について個別具体的な措置が義務付けられていますが、それ以外の物質には具体的な措置基準が定められていません。リスクアセスメント実施が義務付けられているのは 674 物質です。



※「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称。化学品のハザードごとの分類基準、ラベル、SDS の内容を調和させ、世界的に統一されたルールとして提供するもの。2003年7月に国連勧告として採択。

### 新たな化学物質規制の仕組み

危険性・有害性が確認されたすべての物質（約 2,900 物質）を対象として、事業者にはリスクアセスメントやばく露濃度低減措置などが求められます。国が定める管理基準を達成するための手段は指定されず、事業者が自ら選択（自律的な管理）をします。また、危険性・有害性が確認されていない数万種類の物質についても、リスクアセスメントが努力義務とされています。

#### 有害性に関する情報量

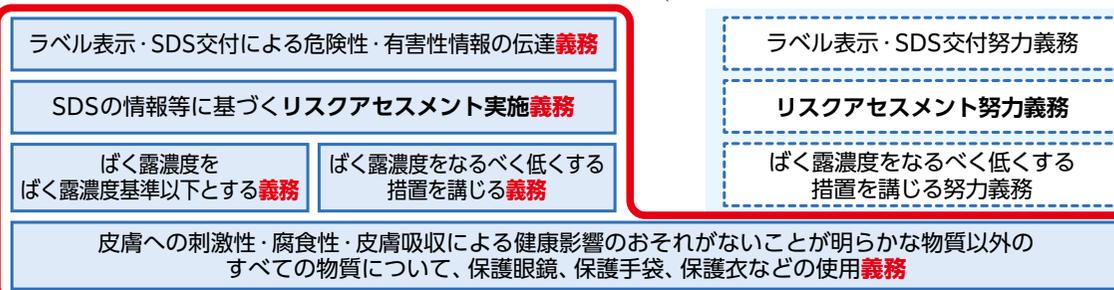
約 2,900 物質（国がモデルラベル・SDS を作成済みの物質） ← （順次、ラベル表示・SDS 交付の義務化が進められている）

数百物質

数万物質

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全物質  
 国がばく露管理値を設定した物質 | ばく露管理値未設定の物質

国によるGHS未分類物質  
 危険性・有害性情報が少ない（不明が多い）物質



事業者には措置義務が課される範囲